

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年9月14日
【会社名】	寺崎電気産業株式会社
【英訳名】	TERASAKI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺崎 泰造
【最高財務責任者の役職氏名】	経理担当専務取締役 周藤 忠
【本店の所在の場所】	大阪市平野区加美東六丁目13番47号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月30日に提出いたしました第36期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成28年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると半版いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務諸表に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

## 記

当社システム事業部門生産工場の購買担当であった元従業員が、複数年に亘って、購買した銅材を当社に無断で不正に転売し、その売得金を不正に着服する行為を行っていたことが判明いたしました。

当社は、不正転売の疑いが把握された平成30年7月下旬以降、調査を進めるとともに、平成30年8月7日に弁護士等の外部専門家を含む社内調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

平成30年9月13日の同委員会による調査報告の結果、元従業員が複数年に亘って、購買した銅材を当社に無断で不正に転売し、その売得金を不正に着服する行為を行っていたことが判明しました。また、その不正な転売処理を隠蔽することを目的として、売上計上された製品及び仕掛オーダーへの過剰な銅材原価の投入、並びに銅材仕入業者からの請求書を変造する等の処理を行っていたことが判明いたしました。

この調査結果に伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期から平成30年3月期の有価証券報告書並びに平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、システム事業部門生産工場の購買課において、長期間に亘って担当者が固定されていたこと、また、人間的な制約もあり同一担当者が、発注処理及び入庫処理並びに検収処理業務を行う業務体制となっていたこと、加えて、たな卸業務においても最終数字の確定プロセスにおいて、同一担当者による数量の改ざんが行える業務体制となっていたことによるものです。

また、当該部門での銅材の購買処理において、購買権限規定等により、一定金額以上の購買については管理者の事前決裁等の管理方法は取り決められていたものの、規定された金額を下回る購買については担当者が独自で発注処理を行うことが可能な状況となっており、加えて、仕入業者からの請求書が電子データで購買担当者へ送付される形となっており、担当者が請求数量、金額等を変造することが可能な形となっていたことによるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 組織編制・社員の意識改革

「寺崎電気グループ企業倫理綱領」及び「企業倫理行動指針」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの認識の再徹底を行う。

2. 内部統制の強化

(1) 購買処理業務において、業務処理にあった適切な人員の配員を行う。

(2) 購買処理業務における、発注、入庫・検収、出庫、支払処理の各業務処理を購買課内の各担当者間で分担し、同一担当者が一連処理をすべて行うことができない体制とする。

(3) 購買処理業務における、管理者の事前決裁及び事後チェック項目について、金額以外の観点からの決裁。チェック項目を加える。

(4) 決算期末での実地たな卸業務における、最終たな卸数量確定プロセスにおいて、最終数量のチェックを管理者が行うことを徹底する。

(5) 購買部門以外の部門による月次単位で行う、見積と実際原価の比較チェック等、他部門での事後統制による牽制機能を強化する。